別表第六第十七南極特別保護地区の項第九号中「アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）以外のペンギン目の種」を「ピゴスケリス・アデリアエ（アデリーペンギン）」に改め、「みずなぎどり科に属する種」を「ペンギン目に属する種（換羽期のものに限る。）」に改め、「十五メートル」を「三十メートル」に改め、同号を同項第十号とする。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項第五号の次に次の一号を加える。

六　原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第四百二十八号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十三年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十三年九月二十九日

総務大臣　川端　達夫

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九五二四
			北斗市	○・○四七六
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・九六三二
			勇払郡厚真町	○・○三六八
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・四七二六
			石狩市	○・五二七四
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・九〇〇五
			塩竈市	○・○四五三
			多賀城市	○・○二九二
			宮城郡七ヶ浜町	○・○二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・○六八七
			相馬郡新地町	○・九三一三
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五三〇〇
			那珂郡東海村	○・四七〇〇
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一四六五
			君津市	○・六三八五
			富津市	○・二一五〇
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三四三一
			市川市	○・〇〇五三
			船橋市	○・〇四四一
			習志野市	○・〇二一二
			市原市	○・三五六六
			袖ヶ浦市	○・二二九七
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五二九六
			北蒲原郡聖籠町	○・四七〇四
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・一七〇六
			射水市	○・八二九四
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八二一〇
			田原市	○・一七九〇
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・二七七〇
			碧南市	○・四五二四
			高浜市	○・〇六五一
			知多郡武豊町	○・二〇五五
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	○・四七一〇
			東海市	○・一〇二八
			知多市	○・〇七五三
			弥富市	○・一二四四
			海部郡飛島村	○・二二六五
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	○・九五五八
			三重郡川越町	○・〇四四二